

# 業務委託に係る総合評価方式実施要領運用指針

本指針は、滋賀県が業務委託に関する入札を総合評価一般競争入札または総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。

## 1 一般的事項

- (1) 総合評価競争入札の実施にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方自治法施行令の特例を定めた地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。）、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。）、滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号。以下「特例規則」という。）、滋賀県建設工事執行規則（昭和58年滋賀県規則第30号。以下「執行規則」という。）、業務委託に係る総合評価落札方式実施要領（以下「要領」という。）および本運用指針に定める事項のほか、滋賀県一般競争入札実施要綱、滋賀県制限付き一般競争入札実施要綱、滋賀県公募型指名競争入札要綱、低入札価格調査手続きについて、によるものとする。
- (2) 技術的要件および落札者決定基準については、入札説明書および仕様書等（以下、「入札説明書等」という。）において明らかにするものとし、この旨を入札公告において明記するものとする。
- (3) 契約担当者は、技術的要件および落札者決定基準を仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）において定める場合は、入札説明書の一部として配布するものとする。

## 2 学識経験を有する者の意見聴取

- (1) 契約担当者は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから意見を聴取する者を委嘱する。  
また、専門の部門に関して意見の聴取等の必要があるときは、当該部門における専門の学識経験を有する者のうちから意見を聴取する者をあわせて委嘱する。
- (2) 契約担当者は、学識経験を有する者の意見聴取にあたっては、原則として案件ごとに行うものとする。
- (3) 意見聴取をした学識経験を有する者の氏名および職業は公表を原則とする。また、意見聴取を行ううえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

## 3 技術的要件

- (1) 技術的要件は、業務における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (2) 技術的要件は、必須の要求要件とそれ以外の要求要件に区分して、入札説明書等において明らかにするものとする。
  - ア 必須の要求要件は、県が実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
  - イ 必須以外の要求要件は、評価の対象とするものに関し、入札説明書に記載し、評価の対象としないものは記載しない。
- (3) 技術的要件は、定量的に表示し得るもの（性能、機能、技術等（以下、「性能等」という。）を数値化できるもの）は数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載するものとする。

## 4 評価基準

- (1) 評価基準は、性能等に係る評価項目および得点配分その他の評価に必要な事項とする。
- (2) 評価基準は、入札説明書等において明らかにするものとする。
- (3) 性能等に係る評価項目および得点配分は、業務における必要度、重要度に基づき適切に設定するものとする。
- (4) 業務における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない性能等は評価しないものとする。
- (5) 必須の要求要件は、最低限を満たしていれば足りるものであり、業務における必要度、重要度に照らし、必須の評価項目を必要以上に加算点の対象にしないものとする。
- (6) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目ごとにその旨を明記するものとする。
- (7) 標準点（必須とする項目がある場合は基礎点）と加算点との配点割合は、業務および評価の目的・内容等を勘案して適切に設定する。
- (8) 必須の評価項目およびそれ以外の評価項目ごとに、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点（基礎点を含む。）の関係を明らかにするものとする。
- (9) 評価項目の例としては、次のとおりである。

### ア 技術提案

- (ア) 総合的なコストの縮減に関する技術提案【総合コスト】
- (イ) 業務目的物の性能・機能の向上に関する提案【性能・機能】
- (ウ) 社会的要請への対応に関する提案【社会的要請】

### イ 実施方針

業務目的・業務内容、実施フローに関する提案

### ウ 技術者の能力

配置予定技術者の実績、担当技術者の資格、配置予定技術者CPD等を評価項目として設定

### エ 企業の能力

業務の実績、営業所の所在地、防災協定の締結状況、独自設定項目等を評価項目として設定

- (10) 履行確実性の例としては、次のとおりである。

ア 業務内容に対応した費用が計上されているか

イ 配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか

ウ 品質管理体制が確保されているか

エ 再委託先への支払いは適正か

## 5 総合評価のタイプ

- (1) 総合評価タイプとして以下のものを設定する。

### ア 業務標準型

業務の実施方針と併せて、着目点に関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務。

### イ 業務特別簡易型Ⅰ型・Ⅱ型

業務の実施方針のみで、品質向上を期待できる業務。

- (2) 各業務に適用する総合評価のタイプについては、その業務規模、技術的難易度、入札参加者資格

により決定する。

(3) (2)については総合評価審査委員会審査部会において決定するものとする。

## 6 評価

(1) 入札の評価は、入札説明書等に基づいて行うものとし、入札説明書等に記載されていない性能等は評価の対象としない。

(2) 性能等の評価は、契約担当者が、総合評価審査委員会審査部会による審査により適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札者に共通の基準で行うこととし、特定の入札者の評価に特定の方法を用いないものとする。

必要に応じ、入札前に業務計画等の提出を求め、資料のヒア

リングを実施することができる。なお、その場合は、日時、ヒアリングの対象者、不参加者の取り扱い等を入札説明書等において明らかにするものとする。

(3) 必須の評価項目については、入札説明書等で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、満たしているものに対して入札説明書等に基づき加算点を与える。

(4) 必須以外の評価項目については、入札説明書等に記載された必須の評価項目以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件をみたしている場合は、入札説明書等に基づき加算点を与える。

(5) 前5(1)イに示す業務特別簡易型Ⅰ型・Ⅱ型については、入札者からあらかじめ自己申告された評価点と応札価格でもって評価値を算出し、最高評価値者のみ技術提案書の審査を行い、落札候補者を決定することができるものとする。

## 7 総合評価方式における低入札価格調査の実施

要領第11(1)および(2)に規定する落札者について、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査の対象となる場合は、「低入札価格調査手続きについて」に基づく調査を実施のうえ決定する。

同手続き中の「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)」を「評価値の最も高い者」に、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格を持って入札をした者(以下「次位順位者」という。)」を「評価値が最も高い者の次に評価値が高い者」に読み替える。

## 8 その他

(1) 落札結果の公表等

ア 総合評価方式を適用した業務において落札者を決定した場合は、速やかに入札結果調書を公表するものとする。また、契約締結時には各入札者の評価項目別の評価点内訳を速やかに公表するものとする。ただし、いずれも、取り消し、不着、辞退した者については、技術評価点、評価値、評価点内訳等は公表しないものとする。

イ 業務特別簡易型Ⅰ型・Ⅱ型による業務の場合は、評価点内訳の公表は行わない。

ウ 非落札理由の説明は、当該非落札者と落札者の各提案項目の評価について、相対的に比較することにより行うものとするが、具体の提案内容に係る情報は一切開示しないものとする。

(2) 評価内容の担保

ア 落札者の提示した性能等については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

イ 業務の監督、検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するもの

とする。

なお、業務の検査において、契約書に記載してある評価した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合、当該業務の契約内容のうち、評価した性能等についての履行に係る部分は、業務完成後においても引き続き存続する旨を特記仕様書等契約図書において明らかにする。

ウ 評価する項目の性格から、再度の履行が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、違約金等の請求を行うことを入札説明書等において明らかにし、特記仕様書等契約図書に記載するものとする。

再度の履行が可能な場合には、入札説明書等および特記仕様書等契約図書において、再度の履行の義務およびその内容を明らかにする。

(3) 落札者を決定しようとするときの学識経験者への意見聴取

要領 11 (1) に規定する落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴く必要がある場合は、総合評価審査委員会による審査に併せて意見聴取することができることとする。

## 9 施行期日

この運用指針は、平成27年5月1日から施行する。

この運用指針は、平成29年4月3日から施行する。

この運用指針は、平成30年4月1日から施行する。

この運用指針は、平成31年4月1日から施行する。